

成年後見制度について

成年後見制度について、教えてください。

回答 成年後見制度とは、一口に言うと認知症・知的障害・精神障害などによって、判断能力が十分でない方を法律的に支援する制度です。

後見人制度には、次のような類型があります。

- ① 後見 本人の判断能力が「全くない」とき「成年後見人」が援助します。
- ② 補佐 本人の判断能力が「著しく不十分」なとき「補佐人」が援助します。
- ③ 補助 本人の判断能力が「不十分」なとき「補助人」が援助します。

※①～③の場合、家庭裁判所が「監督人」を選任することがあります。

- ④ 任意後見 本人の判断能力が不十分になったとき、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って「任意後見人」が本人を援助する制度です。家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任したときから、その契約の効力が生じることになります。

詳しくは、川崎市の区役所保健福祉センター高齢・障害課高齢者支援係、又は大師・田島地区健康福祉ステーション高齢・障害係で、相談に乗ってもらえますので、訪ねてみてください。